



Title	法経学部. 一 法経学部の創設. 二 法学部、経済学部の分離独立
Citation	北大百年史, 部局史, 277-284
Issue Date	1980-03-20
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/29951">http://hdl.handle.net/2115/29951</a>
Type	bulletin (article)
File Information	bukyokusi_p277-284.pdf



[Instructions for use](#)

法  
經  
学  
部

# 目次

一 法経学部の創設……………

280

二 法学部、経済学部の分離独立……………

283

## 一 法経学部の創設

法経学部は、法文学部と、そこから分離独立していった法学部・経済学部との間に介在し両者をつなぐ、いわばキセルの羅宇的存在であり、本来一時的便宜的なものにはかならなかつた。法文学部教授会は創設後間もない一九四八年(昭和二三)七月十九日の教授会で、「新制北海道大学法文学部計画要項」全六カ条に加え、第七条として「学部完成の際は、文学部・法学部・経済学部に独立の予定」とすることとし、八月十八日の教授会でこれを決定、さらに八月二十五日の教授会でこれを再確認している。これをうけて九月六日の教授会は、三学部に分離独立の際の各学部の学科編成及び学生定員について審議決定している。このように法文学部から法・文・経三学部への分離独立の構想が、早くから具体化されていたことは注目されてよいであろう(ただし、これが法文学部スタッフの大勢であつたとはいえず、すべてではないことは、たとえば別項法学部の一章参照)。

当時作製されたい「法・文・経三学部独立計画案」なる文書によって、三学部独立構想の具体的様相をうかがってみよう。まず「法・文・経三学部独立理由書」には、次のように述べられている。

我国に於て綜合大学に法文学部の設置された本来の主旨は、一方に於て法科志望者の一般文化的教養の欠乏から生ずる官吏その他としての活動の欠陥を補ひ、他方に於て文科志望者にも法学的知識を与へてその活動する分野を拓めるにあつたといはれてゐる。さうしてこの法文学部の設立に應じて、また高等試験の試験科目の種類の如きも、著しく変改された。併しながらこの官制が実施されて以来既に約三十年、この間の経験に徴すれば当初の所期の目的が必ずしもよく達成されたとはいはれな

い。然るに今や新制大学の誕生が目前にせまってる。嘗て法文学部設立の目的とした所ものは、新制大学一般教養学科とその任に当るべきであり、一般教養学科に於て始めてその表現が可能となるのである。

抑も法文経の三科学領域は、その研究、教授の機構運営に関して、我国に於ては歴史的に夫々互に相違があり、これを一括し一学部として統一することには実施上種々なる無理がある。従来法文学部が必ずしも成功しなかつた所以もそこにあるといへるであらう。それ故にこの三学科を一学部として折衷的、平均的なる組織のもとに運営するよりも、むしろこの際夫々独立の学部とし、夫々の研究、教授の特色をも純粹に發揮させることが、我が国文化の進歩発展にとってきはめて重要であると考へられる。これ我が法文学部が三学部に分離独立することを要求する理由である。固より綜合大学そのものの根本的性格は各学部が互に緊密なる連絡をもつ有機体であることにある。併しながらこの点に関しては、学部の分離独立とは別に考究するべき問題である。

さらに各学部の学科編成・講座・学生定員は、次のように定められていた。

- |          |      |      |     |
|----------|------|------|-----|
| (1) 法学部  | 法律学科 | 一四講座 | 六〇名 |
|          | 政治学科 | 三講座  | 二〇名 |
|          | 合計   | 一七講座 | 八〇名 |
| (2) 文学部  | 哲学科  | 一五講座 | 二五名 |
|          | 史学科  | 七講座  | 一五名 |
|          | 文学科  | 七講座  | 三〇名 |
|          | 合計   | 二九講座 | 七〇名 |
| (3) 経済学部 | 経済学科 | 八講座  | 六〇名 |

しかし当時の客観情勢では、法文学部から同時に三学部が分離独立することは、きわめて困難であった。一九四九年（昭和二四）一月十日の教授会で、三学部分離案についての文部省の意向（経済学科の現在の講座及び教官陣の不備、並

びに小樽経専の大学昇格等、内外の情勢に鑑み、法経学部として分離独立し漸次養成の上将来独立を図る）についての評議会報告があり、これについて討議の結果、法文学部としてはなお三学部案で進むこととし、経済学科より代表一名を出し、学部長、事務局長とともに文部省と折衝することをきめた。その後三月二十六日の教授会では、新制大学設置委員会で法文学部の二学部分離案が認められなかった旨の新聞報道に基づき、学部長ほか一名を実情確認のため上京させることにしている。このように難航していた法文学部からの三学部分離独立に関して、八月十二日の教授会において①二学部案、②三学部案、③三学部実現までは現状のままを進む案、について検討を重ねた結果、三学部案に決定、これがうまくいかない場合はその時の情勢に応じて、他の二案のいずれかを進めることとし、八月二十八日三学部独立要求を正式に文部省に提出、伊藤吉之助学部長、杉之原教授、新川助教授らが上京し説明にあたることにした。その後十一月九日の教授会の席上、文部省に提出した三学部分離独立案の教官陣容について、文・法・経各科からそれぞれ説明がなされ、設置委員視察の折は各科とも三学部独立に極力努力することが確認された。

こうした曲折をへて、一九五〇年二月八日の教授会で「十日の閣議で文・法経二学部分離が決定見込との電報あり」との報告がなされ、三月二十日学部分離委員会委員に、哲学（中川助教授）、史学（鳥山助教授）、法学（宮崎教授）、政治学（尾形助教授）、経済学（山口教授）等の各学科代表がきまり、準備を重ねて、ついに同年四月一日、法文学部は文学部・法経学部に分離されたのであった。

法経学部には法律学科、政治学科、経済学科が設置され、それぞれ法律学一講座、政治学一講座、経済学五講座がおかれた。法経学部長には、三月三十一日付けで東大法学部教授から北大教授に併任された菊井維大が就任し、以後法経学部が法・経二学部に分離するまでその職にあった。学生定員は法律学科五〇名、政治学科二〇名、経済学科六〇名、計一三〇名であった。なお法文学部の二学部分離後は、事務課・予算は法経・文二学部に分離するが、図書

課は当分一本とすることがきめられ、教室研究室の使用、設備・備品等については法経学部と文学部の間に交渉委員会を設置し、そこで審議の上決定されることとなった。

## 二 法学部、経済学部の分離独立

法経学部教授会は学部発足後間もなく、一九五〇年（昭和二五）八月二十四日法経学部を法学部・経済学部の二学部に分離独立させるとの方針を再確認するとともに申請準備を開始し、翌一九五一年六月二十七日、一九五二年度概算要求に法学部・経済学部の分離独立を盛り込むことをきめた。これに基づき九月二十日、学長・事務局長が文部省で打診した結果、一九五三年度に大阪大学とともに認可の見込みであることがわかった。しかし法経学部教授会はあくまで一九五二年度の分離独立を申請する方針で進むことになり、法学部については宮崎教授、経済学部については山口教授から、それぞれ講座及び教官配置の計画が提案され、教授会はこれを承認し、十月上旬申請書が文部省に提出された。ところが経済学部独立に必要な八講座と、既設五講座との差、三講座については予算がつきそうもないことがわかり、この処理が難問となったが、島善鄰学長の努力と、農学部農業経済学科の協力により、農業経済学科から講座若干を経済学部に移譲するという方向で解決が図られることとなり、一九五二年六月二十七日、法経分離に関する法経学部・農学部農業経済学科合同委員会において、経済学部独立に際し農業経済学科から三講座移譲、農業経済学科に一講座増設、との方針が決定された。これに基づき八月初め学長が文部省と折衝した結果、農業経済学科から二講座移譲、新規に一講座増設、これと既設五講座を合わせた八講座をもって経済学部を独立させることが確定

された。他方法学部に関しては、講座数は法律学・政治学合わせて一三講座あったが、教官が不足しており、前記の学長の文部省折衝においても、学部独立のためには教授定員八〇%の充実が必要との文部省側の意向が伝えられている。法学部関係の教官人事の充実は一九五二年度以降急速に進められた。なお農業経済学科からは講座の移譲はなかったが農林法律学講座の小林巳智次教授が移籍された（一九五二・十一・一）。

こうした努力をへて、一九五三年（昭和二八）三月五日、法学部・経済学部の分離独立が決定したとの学長あて通知がもたらされた。しかし予期せざる突然の衆議院解散（三月十四日）により、必要な法律改正（国立学校設置法の一部改正）等の措置が大幅に遅れ、結局七月二十八日、法経学部を法学部、経済学部に分離し八月一日から施行する旨公布された。かくして一九五三年八月一日、法学部及び経済学部が発足したのである。

（岡 利郎）